

インフルエンザ登校届の提出について

学校では、インフルエンザ等学校保健安全法施行規則により定められた「学校において予防すべき感染症」に感染した場合、医師が感染の恐れがないと認めるまで、「出席停止」としてあります。（「欠席」扱いにはなりません。）

出席停止期間後、登校するときには、医療機関の「治癒証明書」を学校に提出していただいておりますが、「インフルエンザ」と診断された場合に限り、「治癒証明書」の代わりに、保護者の方が記入された「インフルエンザ登校届」を提出していただいております。

この用紙のコピー、または本校のホームページからダウンロードをした用紙を利用してご提出くださるようお願いいたします。

※インフルエンザ出席停止期間の基準

発症した翌日を1日目とし、発症後5日経過し、かつ解熱後2日間経過した期間。または、医師の指示による期間。

インフルエンザ登校届（保護者記入）

和光市立第二中学校長 様

_____年 _____組 _____番 氏名_____

_____月 _____日に、医療機関よりインフルエンザ_____型と診断を受けました。

このため、_____月 _____日から_____月 _____日まで登校をひかえていましたが、本日より登校させますので、ご連絡いたします。

受診した医療機関名_____

受診した医療機関電話番号_____

平成_____年 _____月 _____日

保護者氏名_____ 印

※インフルエンザ出席停止期間の基準は「発症後5日経過し、かつ解熱後2日間」となっています。または、医師の指示に従ってください。